

『医療費適正化対策事業』にご協力をお願いいたします!

共済組合では、組合員及びその被扶養者の皆様に医療費に対する意識高揚を目的に、毎年「医療費適正化対策事業」を実施しております。

この事業の内容は、医療費の適正化を図るための診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。)の内容審査、医療費通知書の発行、ジェネリック医薬品のご案内、健康管理に対する意識高揚のための健康講座の開催、保健事業による疾病予防や早期発見のための検診助成及び健康増進を目的に各種スポーツ教室の開催など、皆様のご理解とご協力により順調に事業運営が行われているところです。

しかし、給料総額の減少により収入が減少している中、国の財政調整事業による高齢者医療制度への支援金等の財政支援が、共済組合の短期給付財政を大変厳しい状況にしております。

特に今年度においては、財源率の引き上げを行わないため、限られた収入に対し支出の中心である医療費を削減することが必要となって参ります。安定した短期給付財政の運営のためにも「医療費適正化対策事業」を組合員及び被扶養者の皆様に再認識いただき、引き続き積極的な健康づくり、疾病の早期発見・早期治療及び適正な診療に努めていただきたく、平成26年度においても次のとおり実施いたしますので、より一層のご理解ご協力を重ねてお願いいたします。

【医療費通知書】

医療費通知書は、組合員及び被扶養者一人ひとりの医療機関等への受診状況をお知らせする通知書となります。

この通知書の目的は、ご自身やご家族の医療費に対する認識・理解を深め、適正な受診を心がけていただくために発行しているものです。

通知がお手元に届きましたら、医療機関等からの領収書等と通知書の内容(診療日数、自己負担額及び共済組合からの給付金等)について照合いただき不明なこと等がある場合は共済組合へ連絡をお願いいたします。

なお、医療費通知書については、年2回(2月と8月)の発行です。
※12月診療～5月診療分は8月に、6月診療～11月診療分は2月にお知らせします。

【保健事業による検診事業及び体力づくり】

疾病予防及び早期発見を目的とした、疾病予防対策事業(人間ドック、脳ドック、併診ドックに係る検診助成)、がん検診助成事業、インフルエンザ予防接種助成事業、特定健康診査・特定保健指導の実施並びに健康増進・保持を目的とした保養所「アルペンローゼ」を利用した各スポーツ教室及び共同主催による体育大会を開催いたします。

【健康講座の開催】

組合員とその被扶養者(高校生以上の者)を対象とした健康講座を開催いたします。本年度においても昨年同様2会場での開催を予定しており、第1部をメンタルヘルスに関する講座、第2部を著名人による講座を開催いたします。詳細については、後日『共済だより』及び本組合のホームページに掲載しお知らせいたします。皆様お誘い合わせのうえ、多数のご参加お待ちしております。

【ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進】

短期給付の財政状況を組合員と被扶養者の皆様にお知らせし、医療費負担が軽くなるよう、ジェネリック医薬品の普及に努めます。本年度においては、新規で資格取得された組合員の皆様に「ジェネリック医薬品希望カード」を配付します。

また、ジェネリック医薬品の差額通知も実施いたします。

【その他の事業】

- ①レセプト内容点検については、内容審査を更に強化し、請求誤り等の発見に努めます。
- ②療養費については、柔道整復師等の不正請求の防止と施術内容の適正化を図るため審査を強化します。また、海外療養費についても審査の強化を進めます。
- ③同じ疾病でハシゴ受診している場合、薬の服用過多及び薬害副作用などの危険性が高まります。正しい受診のための周知を図り、医療費の節減に努めます。
- ④医療機関からの重複請求については、給付記録などの照合等、その発見に努め、適正な処理を行います。
- ⑤時間外受診等の抑制のため、早朝・夜間や休日受診の影響について周知します。また、子どもの急な病気に対応するための電話相談窓口について周知します。
- ⑥第三者行為及び公務上の疾病に係る求償権の行使については、迅速かつ確実に行うため、負傷原因調査を行い、届出漏れのないよう一層の周知に努め、医療費の調整に努めます。
- ⑦適正な被扶養者申告を行っていることを確認するため、組合員証等の検認、更新に係る事務を行います。
- ⑧資格喪失後の受診にかかる医療費の返還請求について、事務を適正に行います。